

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="507 562 923 596">光ネットサービス契約約款</p> <p data-bbox="590 1297 834 1331"><u>2024年9月1日</u></p> <p data-bbox="572 1444 851 1478">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1754 562 2169 596">光ネットサービス契約約款</p> <p data-bbox="1831 1297 2086 1331"><u>2024年10月1日</u></p> <p data-bbox="1819 1444 2098 1478">株式会社 STNet</p>	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧				新				備考(変更理由)			
第1表 料金 第1 利用料金 1 適用 (6) 長期契約割引の適用				第1表 料金 第1 利用料金 1 適用 (6) 長期契約割引の適用							
コース	種別	対象者	長期適用期間	コース	種別	対象者	長期適用期間				
ステップ2	プラン1 タイプI	でんきといっしょ割、フラット及びフラットでんき割対象者以外のピカラ光ねっと契約者	起算日を含む月からピカラ光ねっとを利用する月数が24ヶ月	ステップ2	プラン1 タイプI	でんきといっしょ割、フラット及びフラットでんき割対象者以外のピカラ光ねっと契約者	起算日を含む月からピカラ光ねっとを利用する月数が24ヶ月				
	プラン2 (2-2Bを除く)				プラン2 (2-2Bを除く)						
でんきといっしょ割	プラン1 タイプI	ピカラ光ねっと契約の設置場所の住所と同一の場所において四国電力株式会社(以下「四国電力」といいます。)の対象電気プラン(おトクeプラン、でんかeプラン又はでんかeマンションプラン)に係る電気供給契約(以下「対象電気契約」といいます。)が存すること、若しくは対象電気契約の申込を行っている場合で、フラットでんき割対象者以外のピカラ光ねっと契約者		プラン1 タイプI	でんきといっしょ割	プラン1 タイプI			ピカラ光ねっと契約の設置場所の住所と同一の場所において四国電力株式会社(以下「四国電力」といいます。)の対象電気プラン(おトクeプラン、でんかeプラン、でんかeマンションプラン、又は昼トクeプラン※1)に係る電気供給契約(以下「対象電気契約」といいます。)が存すること、若しくは対象電気契約の申込を行っている場合で、フラットでんき割対象者以外のピカラ光ねっと契約者 ※1昼トクeプラン契約者については、2024年12月ご利用分より適用開始	プラン2 (2-2Bを除く)	
	プラン2 (2-2Bを除く)										プラン2 (2-2Bを除く)
フラット	プラン1 タイプI	別記24に定める提携割引が適用される場合で、フラットでんき割以外のピカラ光ねっと契約者		プラン1 タイプI	フラット	プラン1 タイプI			別記24に定める提携割引が適用される場合で、フラットでんき割以外のピカラ光ねっと契約者	プラン2 (2-2Bを除く)	
	プラン2 (2-2Bを除く)										プラン2 (2-2Bを除く)
フラットでんき割	プラン1 タイプI	別記24に定める提携割引が適用される場合で、ピカラ光ねっと契約の設置場所の住所と同一の場所において対象電気契約が存すること、若しくは対象電気契約の申込を行っているピカラ光ねっと契約者		プラン1 タイプI	フラットでんき割	プラン1 タイプI			別記24に定める提携割引が適用される場合で、ピカラ光ねっと契約の設置場所の住所と同一の場所において対象電気契約が存すること、若しくは対象電気契約の申込を行っているピカラ光ねっと契約者		
別記 11 ピカラ光ねっとにおける禁止事項 (23) ピカラ光ねっとの一部又は全部を第三者(同一契約者回線等を使用する同居の家族等は除きます)に利用させたり、転貸する行為。ただし、当社と公衆無線LANサービスに関する業務提携をする事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)が提供する「『公衆無線LANサービス』環境提供サービス」を利用する場合を除く。				別記 11 ピカラ光ねっとにおける禁止事項 (23) ピカラ光ねっとの一部又は全部を第三者(同一契約者回線等を使用する同居の家族等は除きます)に利用させたり、転貸する行為。							

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧		新		備考(変更理由)												
<p>料金表 第1表 料金 第2 機器のレンタル料 2 ピカラ光ねつとを契約者以外の第三者に利用させる場合(公衆無線LANサービス)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額[月額](税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 無線アクセスポイント</td> <td>基本額</td> <td>700円 (税込770円)</td> </tr> <tr> <td>1 無線アクセスポイントとは、契約者回線等の終端に接続する当社と公衆無線LANサービスに関する業務提携をする事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)が提供する「『公衆無線LANサービス』環境提供サービス」が利用できる機器をいいます。</td> <td>「1Gb/s」の場合 注)「1Gb/s」以外の品目の場合、本機能は提供しません</td> <td>無線LANアクセスポイントについて1の機器ごと</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ピカラ光ねつとのみ利用している場合 注)ピカラ光でんわを契約している場合は提供しません</td> <td>無線LAN対応ルータについて1の機器ごと</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2020年10月16日をもって新規受付を停止) (2024年9月30日をもって提供を終了)</p>		区分	単位	料金額[月額](税込)	1 無線アクセスポイント	基本額	700円 (税込770円)	1 無線アクセスポイントとは、契約者回線等の終端に接続する当社と公衆無線LANサービスに関する業務提携をする事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)が提供する「『公衆無線LANサービス』環境提供サービス」が利用できる機器をいいます。	「1Gb/s」の場合 注)「1Gb/s」以外の品目の場合、本機能は提供しません	無線LANアクセスポイントについて1の機器ごと		ピカラ光ねつとのみ利用している場合 注)ピカラ光でんわを契約している場合は提供しません	無線LAN対応ルータについて1の機器ごと	<p>料金表 第1表 料金 第2 機器のレンタル料</p>		
区分	単位	料金額[月額](税込)														
1 無線アクセスポイント	基本額	700円 (税込770円)														
1 無線アクセスポイントとは、契約者回線等の終端に接続する当社と公衆無線LANサービスに関する業務提携をする事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)が提供する「『公衆無線LANサービス』環境提供サービス」が利用できる機器をいいます。	「1Gb/s」の場合 注)「1Gb/s」以外の品目の場合、本機能は提供しません	無線LANアクセスポイントについて1の機器ごと														
	ピカラ光ねつとのみ利用している場合 注)ピカラ光でんわを契約している場合は提供しません	無線LAN対応ルータについて1の機器ごと														
<p>備考 ア 当社は、1の契約者回線等につき、1の機器を提供します。また、当社が提供する無線LANアクセスポイントは最大で4台までとなります。 イ 当社は、本機能の提供に伴い、無線LAN対応ルータを貸与します。ただし、ピカラ光でんわ契約に係る無線LAN対応ルータを既に提供している場合においては、別途当該機器の提供はいたしません。 ウ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器で公衆無線LANサービスを利用するにあたり、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが提供する「『公衆無線LANサービス』環境提供サービス」への申込みが別途必要となります。 エ 当社は、当社と公衆無線LANサービスに関する業務提携をする事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)が提供する「『公衆無線LANサービス』環境提供サービス」を利用する場合に限り、この約款の別記11「ピカラ光ねつとにおける禁止事項」で定めるピカラ光ねつとの第三者利用を認めます。 オ 当社はピカラ光ねつと契約者の責めによらない理由により当該機器が正常に利用できなくなった場合、当社の責任において修理又は取替え等の対応を行うものとします。 カ 当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めに帰すべき事由により当該機器を滅失又は毀損した場合は、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。 キ ピカラ光ねつと契約者は、本機器の解約を行う場合、直ちに当該機器を当社に返還するものとします。なお、当社が定める期日までに返還が行われない場合には、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。 ク 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。 ケ 当該機器におけるその他提供条件については、この約款に定めるところによります。</p>																

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)											
<p>附 則</p>	<p>附 則 <u>(実施期日)</u> 1 この改正約款は、2024年10月1日から実施します。 <u>(経過措置)</u> 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。 <u>(整理品目に関する経過措置)</u> 3 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により当社が締結したピカラ光ねっと、付加機能及び付帯サービスに関する提供条件は、次項に掲げるもののほか、改正規定に規定する提供条件に準ずるものとします。 4 前項に規定するピカラ光ねっと、付加機能及び付帯サービスに関する提供条件は、次のとおりです。</p> <p><u>料金表</u> 第1表 料金 第2 機器のレンタル料 2 ピカラ光ねっとを契約者以外の第三者に利用させる場合 (公衆無線LANサービス)</p> <table border="1" data-bbox="1368 800 2534 1260"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">単位</th> <th>料金額 [月額 (税込)]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 無線アクセスポイント</td> <td rowspan="2">基本額</td> <td>「1Gb/s」の場合 注) 「1Gb/s」以外の品目の場合、本機能は提供しません</td> <td>無線LANアクセスポイントについて1の機器ごと 700円 (税込770円)</td> </tr> <tr> <td>1 無線アクセスポイントとは、契約者回線等の終端に接続する当社と公衆無線LANサービスに関する業務提携をする事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)が提供する「『公衆無線LANサービス』環境提供サービス」が利用できる機器をいいます。 (2020年10月16日をもって新規受付を停止) (2024年9月30日をもって提供を終了)</td> <td>ピカラ光ねっとのみ利用している場合 注) ピカラ光でんわを契約している場合は提供しません</td> <td>無線LAN対応ルータについて1の機器ごと 無料</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u> ア 当社は、1の契約者回線等につき、1の機器を提供します。また、当社が提供する無線LANアクセスポイントは最大で4台までとなります。 イ 当社は、本機能の提供に伴い、無線LAN対応ルータを貸与します。ただし、ピカラ光でんわ契約に係る無線LAN対応ルータを既に提供している場合においては、別途当該機器の提供はいたしません。 ウ ピカラ光ねっと契約者は、当該機器で公衆無線LANサービスを利用するにあたり、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが提供する「『公衆無線LANサービス』環境提供サービス」への申込みが別途必要となります。 エ 当社は、当社と公衆無線LANサービスに関する業務提携をする事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)が提供する「『公衆無線LANサービス』環境提供サービス」を利用する場合に限り、この約款の別記11「ピカラ光ねっとにおける禁止事項」で定めるピカラ光ねっとの第三者利用を認めます。 オ 当社はピカラ光ねっと契約者の責めによらない理由により当該機器が正常に利用できなくなった場合、当社の責任において修理又は取替え等の対応を行うものとします。 カ 当社は、ピカラ光ねっと契約者の責めに帰すべき事由により当該機器を滅失又は毀損した場合は、購入代価格相当額をピカラ光ねっと契約者に請求できるものとします。</p>	区分	単位		料金額 [月額 (税込)]	1 無線アクセスポイント	基本額	「1Gb/s」の場合 注) 「1Gb/s」以外の品目の場合、本機能は提供しません	無線LANアクセスポイントについて1の機器ごと 700円 (税込770円)	1 無線アクセスポイントとは、契約者回線等の終端に接続する当社と公衆無線LANサービスに関する業務提携をする事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)が提供する「『公衆無線LANサービス』環境提供サービス」が利用できる機器をいいます。 (2020年10月16日をもって新規受付を停止) (2024年9月30日をもって提供を終了)	ピカラ光ねっとのみ利用している場合 注) ピカラ光でんわを契約している場合は提供しません	無線LAN対応ルータについて1の機器ごと 無料	
区分	単位		料金額 [月額 (税込)]										
1 無線アクセスポイント	基本額	「1Gb/s」の場合 注) 「1Gb/s」以外の品目の場合、本機能は提供しません	無線LANアクセスポイントについて1の機器ごと 700円 (税込770円)										
1 無線アクセスポイントとは、契約者回線等の終端に接続する当社と公衆無線LANサービスに関する業務提携をする事業者(株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス)が提供する「『公衆無線LANサービス』環境提供サービス」が利用できる機器をいいます。 (2020年10月16日をもって新規受付を停止) (2024年9月30日をもって提供を終了)		ピカラ光ねっとのみ利用している場合 注) ピカラ光でんわを契約している場合は提供しません	無線LAN対応ルータについて1の機器ごと 無料										

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)		
	<table border="1" data-bbox="1368 249 2531 476"> <tr> <td data-bbox="1368 249 1623 476"></td> <td data-bbox="1623 249 2531 476"> <p>キ ピカラ光ねっと契約者は、本機器の解約を行う場合、直ちに当該機器を当社に返還するものとします。なお、当社が定める期日までに返還が行われない場合には、購入代価格相当額をピカラ光ねっと契約者に請求できるものとします。</p> <p>ク 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。</p> <p>ケ 当該機器におけるその他提供条件については、この約款に定めるところによります。</p> </td> </tr> </table> <p><u>(特例措置)</u></p> <p>5 別記1(1)の提供区域において、ピカラ光ねっと契約を申込みしたピカラ光ねっと契約者に、特例措置を実施します。ただし、この約款の附則で別に定める場合を除きます。</p> <p>6 5の特例措置は、次のとおりとし、実施期間は、2024年10月1日から2024年12月31日までとします。</p> <p>(1) <u>プラン1、プラン2、プラン2-2B(バリュープラン)に係る新規契約に伴う契約事務手数料交換機等工事費については0円とします。</u></p> <p>(2) <u>ピカラ光ねっと契約者ご自身で、マイピカラにより次の申込みをされる場合に、次の特例措置を適用します。</u></p> <p><u>デュアルスタックの提供を受けていないピカラ光ねっと契約者がデュアルスタックの提供に係る端末交換の申込をした場合、契約等事務手数料2,000円(税込2,200円)を0円とします。(ただし、提供区域がピカラゆすはらを除く)</u></p> <p>7 6(1)の場合の特例措置について、以下の場合は適用しません。</p> <p><u>現在のピカラ光ねっと契約者が、既に締結しているピカラ光ねっと契約(この条文において「従来のピカラ光ねっと契約」といいます。)に加えて、同一の構内又は建物で新たにピカラ光ねっと申込みを行い、かつ当該新たに締結したピカラ光ねっと契約の成立以降12ヶ月以内に従来のピカラ光ねっと契約を解除した場合。</u></p> <p>8 「ノートン セキュリティ オンライン」のライセンスコードの発行申請にあたり、当社所定の方法以外でお客さまがその発行を受けた場合、事務手数料(K)1,000円(税込1,100円)を0円とします。</p>		<p>キ ピカラ光ねっと契約者は、本機器の解約を行う場合、直ちに当該機器を当社に返還するものとします。なお、当社が定める期日までに返還が行われない場合には、購入代価格相当額をピカラ光ねっと契約者に請求できるものとします。</p> <p>ク 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。</p> <p>ケ 当該機器におけるその他提供条件については、この約款に定めるところによります。</p>	
	<p>キ ピカラ光ねっと契約者は、本機器の解約を行う場合、直ちに当該機器を当社に返還するものとします。なお、当社が定める期日までに返還が行われない場合には、購入代価格相当額をピカラ光ねっと契約者に請求できるものとします。</p> <p>ク 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。</p> <p>ケ 当該機器におけるその他提供条件については、この約款に定めるところによります。</p>			